

実施方法・実施時期

- ① 全ての授業科目について、履修の習熟度を評価するために、原則として定期試験を実施します（授業科目によっては、平常点・レポート・小テスト等で評価し、定期試験を行わないものもあります）。
- ② 定期試験は、それぞれ学期末に実施する予定です。
詳しい日程・実施方法等は、7月（前学期）と1月（後学期）に貼り出される掲示で確認してください。

受験資格

原則として授業時間数の2 / 3以上出席しなければ、試験を受けることができません。

受験上の注意事項

- ① 試験を受ける時は、以下の注意事項を必ず守ってください。
定期試験時間割表に指定された教室で受験してください。（ただし、通常の授業で使用している教室を変更する場もあるため、確認してください）。
- ② 着席位置は、監督者の指示にしたがってください。
- ③ 学生証を机の上に置いてください。（試験当日、学生証を忘れた場合は全学共通教育事務室に申し出て、仮身分証明の交付を受けてください）。
- ④ 所持品は、許可された物以外を机の上・中に置かないでください。また、携帯電話は電源を切り、時計等の代わりにも使用しないでください。
- ⑤ 試験開始の合図があるまで解答を始めないこと。その他監督者の指示にしたがってください。
- ⑥ 遅刻は、原則として試験開始30分まで認め、これ以後の入室は認めません。
- ⑦ 退室は、試験開始後30分を経過するまで認めません。
- ⑧ 上記の指示に従わない者は、退室を命じます。
- ⑨ 不正行為を行った場合は、当該学期の全学共通科目の単位が取り消されます。

追試験

- ① 定期試験を受験できなかった者で次の番号のいずれかに該当する場合は、願い出により理由等を審査のうえ、1回に限り追試験を受けることができます。
 - 一 病気によるもの。ただし、医師の診断書により証明されたものに限りです。
 - 二 その他、不可抗力等やむを得ない理由によるもので教育推進・学生支援機構長が認めたもの。
- ② 追試験を受けようとする場合は、直ちに全学共通教育事務室へ願い出てください。事務室で渡す「追試験願」及びやむを得ない理由を証明する書類を、定期試験終了後1週間以内（特別の事情がある場合は、この限りではありません。）に提出しなければなりません。やむを得ない理由と明確な証明書の具体例は、以下の表のとおりです。
やむを得ない理由と明確な証明書の具体例

理 由	証 明 書
葬儀への参列	会葬お礼状など
電車・バスの遅れ、不通	遅延（延着）証明書、不通証明書
被災（地震・水害など）	罹災証明書、被災証明書

- ③ 追試験の実施期日等については、掲示等でお知らせします。追試験を欠席した場合、再度試験は行われません。

試験の結果、不合格になった授業科目の再試験

原則として、再試験は実施しません（ただし、特別な理由で再試験となった場合は、担当教員から指示がありますので、その指示に従ってください）。